

令和7年度第1回静岡県精神保健福祉審議会

日 時 令和7年12月1日(金)

午後3時～午後4時30分

会 場 パルシェ貸会議室7階 第3会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 精神障害者の権利擁護推進について

(2) 自殺総合対策について

(3) 第6次静岡県障害者計画の策定について

3 報 告

(1) 令和7年台風15号に伴う対応について

(2) 静岡県犯罪被害者等支援推進計画について

4 閉 会

【配布資料】

資料1 静岡県精神保健福祉審議会条例、委員

資料2-1 精神科病院における障害者虐待への対応

資料2-2 入院者訪問支援事業

資料3-1 自殺総合対策

資料3-2 自殺者の状況

資料3-3 こどもの自殺危機対応チームの全体図

資料3-4 ストレスチェックチラシ

資料3-5 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

資料4-1 第6次静岡県障害者計画(案)の概要

資料4-2 第6次静岡県障害者計画【骨子案】

資料4-3 第6次静岡県障害者計画(数値目標)

参考資料1 令和7年台風15号に伴う対応

参考資料2 第3次 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(概要)(案)

第1回静岡県精神保健福祉審議会
出席者名簿

委員

氏名	所属団体・役職名	出・欠席
山岡 功一	静岡県精神科病院協会会長	
寺田 誠史	静岡県精神神経科診療所協会会長	欠席
杉山 直也	静岡県精神科病院協会理事	
大橋 裕	地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター院長	
福地 康紀	一般社団法人静岡県医師会副会長	欠席
山末 英典	国立大学法人浜松医科大学医学部附属病院精神神経科教授	欠席
渡邊 里佳	静岡県精神保健福祉士協会就労ワーキングリーダー	
大瀧 友輔	静岡県弁護士会	
長坂 和則	静岡福祉大学副学長兼社会福祉学部長・教授	
田中 孝美	一般社団法人日本精神科看護協会静岡県支部支部幹事	
坂本 久子	静岡県保健師会会長	欠席
松井 和仁	静岡労働局職業安定部職業対策課長	
藤原 学	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会常務理事	
井坂 玲子	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会理事	
細田 昌江	NPO 法人静岡県作業所連合会・わ	

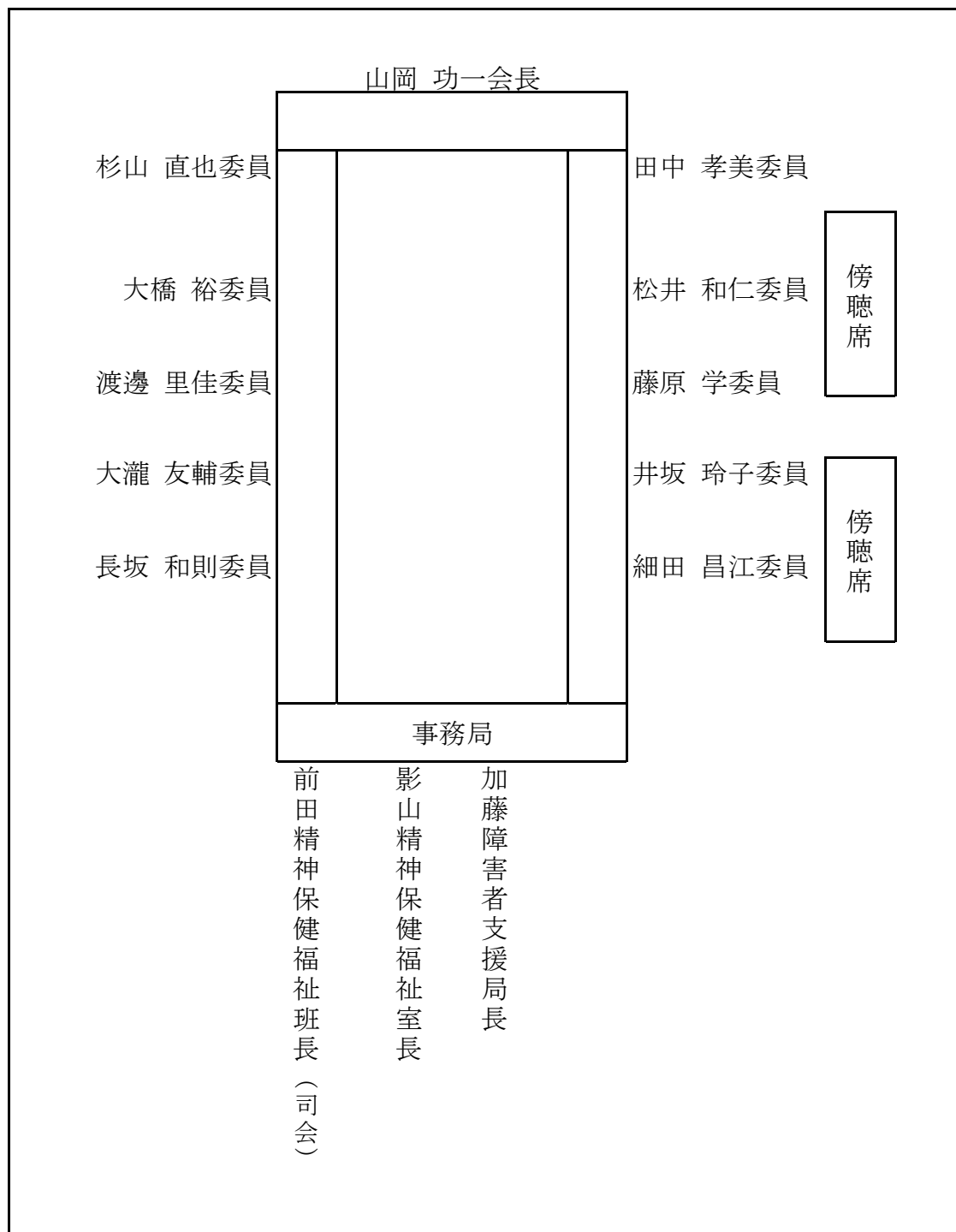
事務局

所属名	役職名	氏名
健康福祉部障害者支援局	局長	加藤 克寿
健康福祉部障害者支援局障害福祉課	精神保健福祉室長	影山 洋子
健康福祉部障害者支援局障害福祉課	精神保健福祉班長	前田 直也

第1回静岡県精神保健福祉審議会 座席表

日時 令和7年12月1日(月)午後3時～4時30分

場所 パルシェ貸会議室7階 第3会議室



○静岡県精神保健福祉審議会条例

昭和40年10月12日

条例第43号

静岡県精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

静岡県精神保健福祉審議会条例

(題名改正〔昭和63年条例26号・平成7年36号〕)

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条第1項の規定に基づき、静岡県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔昭和54年条例21号・63年26号・平成7年36号・18年6号〕)

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(追加〔平成18年条例6号〕)

(委員及び臨時委員)

第3条 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(追加〔平成18年条例6号〕)

(会長)

第4条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(一部改正〔昭和63年条例26号・平成18年6号〕)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(一部改正〔昭和63年条例26号・平成18年6号〕)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(追加〔昭和63年条例26号〕、一部改正〔平成3年条例1号・9年1号・14年3号・18年6号・19年1号・22年4号〕)

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(追加〔昭和63年条例26号〕、一部改正〔平成14年条例3号・18年6号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月20日条例第9号)

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第10条までの規定による改正後の静岡県教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和45年3月20日条例第7号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月15日条例第25号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行(中略)する。

附 則(平成3年3月19日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年7月21日条例第36号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第3号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与等に関する条例(昭和46年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年3月24日条例第6号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条第1項の規定に基づき設置された静岡県精神保健福祉審議会(以下「旧審議会」という。)の委員又は臨時委員である者は、それぞれこの条例による改正後の静岡県精神保健福祉審議会条例第1条の規定に基づき設置された静岡県精神保健福祉審議会(以下「新審議会」という。)の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員としての任期は、旧審議会の委員として任命された日から起算する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

精神科病院における障害者虐待への対応

(障害者支援局障害福祉課)

1 概要

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の改正（令和6年4月1日施行）により、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに都道府県知事等に通報することが義務づけられた。本県においては、**障害福祉課精神保健福祉班に虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対応している。**
- ・県による虐待事実の判断及び対応方針の決定にあたって、外部専門家の意見等を聴取するため、**令和7年度から、静岡県精神科病院虐待対応ケース会議を設置した。**
- ・法第40条の7に基づき、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表する必要がある。令和7年度に、**精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について初めて公表を行う（12月上旬予定）。**

2 静岡県精神科病院虐待対応ケース会議

(1) 目的

法第40条の3に基づく通報や届出を受け付け、県による精神科病院への立入検査等により事実確認を実施した結果、**虐待が疑われる場合に、外部専門家の専門的かつ客観的な意見を踏まえ、虐待事実の認定及び対応方針の決定を適切に行うため、虐待対応ケース会議を開催する。**

（根拠：精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領）

(2) 構成員

区分	基本的な構成員(事務取扱要領)
担当部局メンバー	都道府県の担当部局の管理職及び職員
事案対応メンバー	保健所、精神保健福祉センター等、虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
外部専門家 ※対象病院と 関わりのない者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（精神保健指定医等） ・精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（精神保健福祉士等） ・法律に関し学識経験を有する者（弁護士等）

精神医療審査会委員に依頼

(3) 外部専門家への依頼事項

- ・県が当該事案を虐待と認定するかどうか判断する際の参考意見とするため、当該事案が虐待に相当するか、又は法令に違反するか等に関する見解の提示。
- ・対象病院の虐待防止措置に関して、改善指導を行うべき事項に関する意見の提示。

3 県による虐待防止に関する取組

(1) 精神科病院業務従事者を対象とした研修の実施

精神科病院における虐待の防止に関する意識の向上のため、**県内の精神科病院及び精神科病床を有する病院に勤務する全ての職員を対象とし、精神保健福祉法の理解や、虐待防止に関する知識等の習得を目指す研修を実施している。（令和6年度～）**

	内容	参加者数
令和6年度	【虐待防止研修】 ※同内容を東部・西部で各1回実施 ・精神保健福祉法改正から考える虐待防止、不適切なケアを回避するアプローチ等 ・ピアから見た精神科病院の虐待 ・虐待事案を経験した病院の改善に向けた取組 ・虐待の芽に気づくことから始める虐待防止対策（演習）	89人 【内訳】 看護師：56人 精神保健福祉士：16人 その他※：17人
	【虐待防止研修】 ※同内容を東部・西部で各1回実施 ・精神保健福祉法改正から考える虐待防止、精神疾患を持つ患者への心理的アプローチ等 ・虐待事案を経験した病院の改善に向けた取組 ・ピアサポーターの精神科病院への入院経験 ・虐待の芽に気づくことから始める虐待防止対策（演習）	103人 【内訳】 看護師：53人 精神保健福祉士：16人 その他※：34人
令和7年度	【虐待窓口担当者等研修】 ・精神保健福祉法に基づく虐待通報への対応 ・虐待相談窓口等での困りごと（演習）	35人 【内訳】 看護師：11人 精神保健福祉士：13人 その他※：11人

※その他は、行政職員、病院事務、薬剤師等

(2) 精神科病院事務指導監査における虐待防止の取組に関する確認・助言

県が各精神科病院に対して毎年度実施する実地指導（精神科病院事務指導監査）において、虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備、人権や権利擁護等に関する研修、業務従事者の感情コントロールを高めるための取組等の虐待防止措置の実施状況を確認するとともに、精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備状況を確認し、**必要な取組を推進するよう助言・指導を実施**している

4 課題等

(1) 行政側の課題と感じていること

- ・通報を受けた場合の自治体の具体的な対応方法や、虐待かどうかの認定基準等について、細かく規定されたものがなく、事例ごとに模索しながらの対応となっている。
- ・行政による事実確認や実地調査が、病院や業務従事者にとって過剰な負担（特に心理的に）とならないよう、対応に配慮が必要。
- ・虐待が疑われる場合には、一連の対応に一定のマンパワーを要し、虐待に該当するかどうかの判断までに時間を要している。

(2) 精神科病院における虐待防止の取組を踏まえて感じていること

- ・「どういうことが虐待に当たるのか」について、業務従事者間で認識合わせをするプロセスを通して、権利擁護意識の向上や虐待の未然防止を図ることが重要。
- ・アセスメントや判断の過程、実施したケアは記録に残して多職種で共有し、共通認識をもって対応することが重要。
- ・環境整備の意義の再確認。
- ・抱え込まずに話せる風通しのよい職場風土・環境が重要。

【参考】

精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況に係る公表

以下（１）～（３）の事項について、公表する。

（１）業務従事者による障害者虐待の状況（根拠：法第40条の7）

①	業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報件数（件）
②	業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出件数（件）
③	虐待の事実を認定した件数（件）
④	認定した虐待の事実に係る被虐待者数（人）
⑤	認定した虐待の種別・類型（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待）ごとの件数（件）

（２）業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置（根拠：法第40条の7）

①	業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数（件）
②	診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数（件）
③	職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数（件）
④	職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数（件）
⑤	指定医により、入院患者の診察を行った件数（件）
⑥	改善計画の提出を求めた件数（件）
⑦	提出された改善計画の変更を命じた件数（件）
⑧	必要な措置を採ることを命じた件数（件）及びその内容
⑨	⑧の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数（件）
⑩	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数（件）

（３）虐待を行った業務従事者の職種（根拠：施行規則第22条の2の2）

①	（１）④の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種（医師、看護師、准看護師、看護助手、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、医療事務、その他業務従事者、不明）ごとの人数（人）
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

記入者	所属課	
	氏名	
	連絡先電話番号（直通）	
	メールアドレス（個人）	

別添

注：赤太枠が記入欄です。

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」（法第40条の7）

(1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数			件
(2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数			件
(3) 虐待の事実を認定した件数			件
(4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数	① 男性		人
	② 女性		人
	③ 不明、その他		人
	小計		人
(5) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数（重複可）	① 身体的虐待		件
	② 心理的虐待		件
	③ 性的虐待		件
	④ 放棄、放置（ネグレクト）		件
	⑤ 経済的虐待		件

【留意事項】

- 0件（人）の場合は、空欄にするのではなく必ず0と記入してください。
- (1)～(3) 1箇所の精神科病院で発生した虐待事案で、被虐待者が複数いる場合でも、虐待案件としては1件とカウントしてください。また、同一事例について、複数回報告があった場合であっても、1件としてカウントしてください。
- (4) 不特定多数の障害者に対する虐待のため一部しか特定できない場合、特定できている人数分を記載してください。
- (5) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数は重複可であるため、(3)とは一致しなくても構いません。

2. 「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」（法第40条の7）

(1)	業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数		件
(2)	診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数		件
(3)	職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数		件
(4)	職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数		件
(5)	指定医により、入院患者の診察を行った件数		件
(6)	改善計画の提出を求めた件数		件
(7)	提出された改善計画の変更を命じた件数		件
(8)	① 必要な措置を採ることを命じた件数		件
	② ①に関する具体的な内容		
(9)	(8)の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数		件
(10)	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数		件

【留意事項】

- 0件の場合は、空欄にするのではなく必ず0と記入してください。

3. 「虐待を行った業務従事者の職種」（規則第22条の2の2）

1（4）の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数

(1)	医師	<input type="text"/>	人
(2)	看護師	<input type="text"/>	人
(3)	准看護師	<input type="text"/>	人
(4)	看護助手	<input type="text"/>	人
(5)	保健師	<input type="text"/>	人
(6)	作業療法士	<input type="text"/>	人
(7)	精神保健福祉士	<input type="text"/>	人
(8)	社会福祉士	<input type="text"/>	人
(9)	公認心理師	<input type="text"/>	人
(10)	医療事務	<input type="text"/>	人
(11)	その他業務従事者	<input type="text"/>	人
(12)	不明	<input type="text"/>	人
	小計	<input type="text"/>	人

【留意事項】

- 0人の場合は、空欄にするのではなく必ず0と記入してください。
- 1人が複数の職種を兼務している場合は、虐待発生時に主に担っていた職種を1つ選択して回答してください。

入院者訪問支援事業

(障害者支援局障害福祉課)

1 要 旨

精神科病院の入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。

医療機関外の第三者が、対象者の立場に立って傾聴、受容、共感することにより、対象者が孤立、孤独感を解消し、自尊心を高め、自らの力を取り戻すことが期待される。

本県では、静岡市が令和6年4月から、県及び浜松市が同年10月から訪問支援を開始した。

2 訪問支援員養成研修

(1) 内容

訪問支援員の業務を適正に行うために必要な姿勢・知識・技術等を修得するための研修を開催した。

(2) 開催状況

ア 令和6年度第1回概要

日 時：令和6年7月29日（月）午前9時30分から午後5時05分

場 所：もくせい会館第1会議室

内 容：別添入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 実施要綱参照（資料3）

申込者：134名

受講者：68名（受講決定は72名）

イ 令和6年度第2回概要

日 時：令和6年10月28日（月）午前9時30分から午後5時05分

場 所：もくせい会館富士ホール

申込者：90名

受講者：64名

ウ 令和7年度概要

日 時：令和7年10月14日（火）午前9時30分から午後5時05分

場 所：もくせい会館第2会議室

申込者：26名

受講者：12名（うち1名オブザーバー参加）

(3) 登録者数

	賀茂	駿東田方 (熱海)	御殿場	富士	静岡	志太榛原	中東遠	西部
専門職	4	24	1	5	21	13	9	19
非専門職	2	9	0	6	8	5	4	1
合 計	6	33	1	11	29	18	13	20

3 訪問支援員派遣

保健所に設置された事務局は、本人及び病院職員等から面会希望があった場合、訪問支援員を派遣するため、面会日の調整、訪問支援員2名の選任を行う。

令和6年度訪問支援実績

	賀茂	熱海	駿東 田方	富士	静岡	志太 榛原	中東遠	浜松	合計
訪問 件数	0	0	1	3	8	3	1	1	17
利用 者数	0	0	1	3	5	3	1	1	14
支援員 訪問数 (実数)	0	0	2	6	9	6	2	2	27
支援員 訪問数 (延べ)	0	0	2	6	16	6	2	2	34

令和7年度訪問支援実績（8月末時点）

	賀茂	熱海	駿東 田方	富士	静岡	志太 榛原	中東遠	浜松	合計
訪問 件数	0	2	2	3	4	2	2	3	18
利用 者数	0	1	1	3	2	2	1	2	12
支援員 訪問数 (実数)	0	3	3	6	6	4	4	5	31
支援員 訪問数 (延べ)	0	4	4	6	8	4	4	6	36

4 会議体の設置

(1) 推進会議

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに事業の進め方について検討や見直しを図る場とする。

ア 第1回概要

日 時：令和6年9月30日（月）

場 所：ハイブリッド開催

（障害者働く幸せ創出センター：静岡市葵区呉服町2丁目1-5）

内 容：第1回訪問支援員養成研修の受講状況について

各圏域で実施した実務者会議の実施状況について

イ 第2回概要

日 時：令和7年3月11日（火）

場 所：ハイブリッド開催

（障害者働く幸せ創出センター：静岡市葵区呉服町2丁目1-5）

内 容：入院者訪問支援事業訪問支援実績について

各圏域で実施した実務者会議の実施状況について

入院者訪問支援事業に関する課題への対応について

イ 実務者会議

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、事業の円滑な推進と、更なる充実を図る場とする。令和6年度は各圏域で2回実務者会議を開催した。

5 課題

(1) 支援員の育成とフォローアップについて

- ・訪問支援の実践機会が少なく技術・理解の定着が不十分
- ・フォローアップ研修の開催

(2) 対象範囲の拡大について

- ・他県住所者及び県内住所者の他県医療機関入院者へのサービス提供
（現状は県内住所で県内医療機関に入院している者を原則対象）
- ・市町長同意医療保護入院以外への対象拡大

(3) 病院側・関係者への周知

- ・事業内容や説明方法が病院職員や患者本人に十分伝わっておらず、説明タイミングや分かりやすさの改善が必要

自殺総合対策

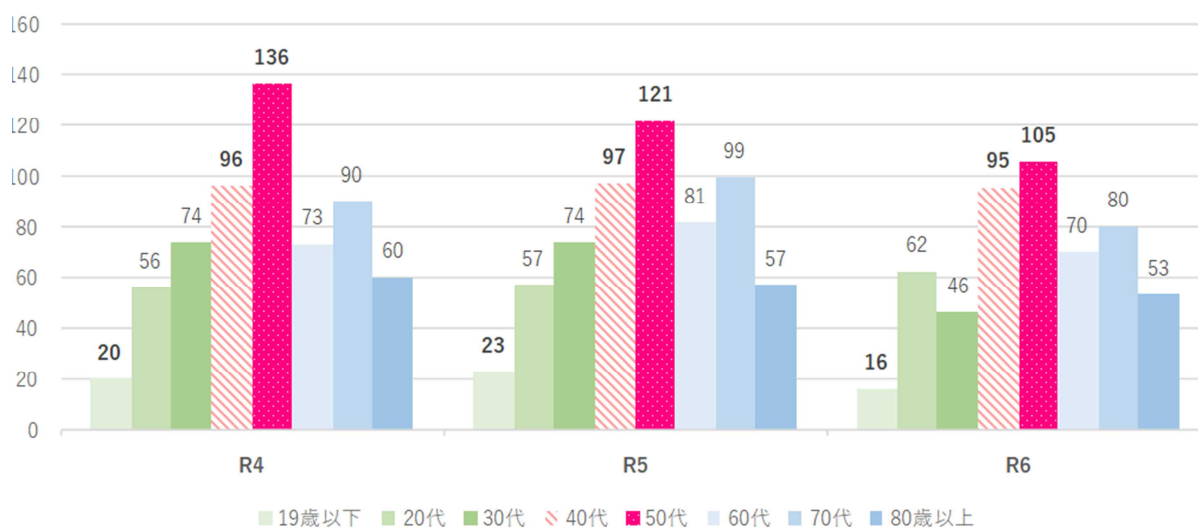
1 自殺者の状況

(1) 静岡県の自殺者（人口動態統計）

- ・静岡県の令和6年の自殺者は527人であり、近年で最も低い水準となった。
- ・自殺死亡率（人口10万人あたり）は15.5で、都道府県別の多い方から数えて33番目。
- ・人数としては、働き盛り世代（40～50代）が多い（R6は全体の38%）。

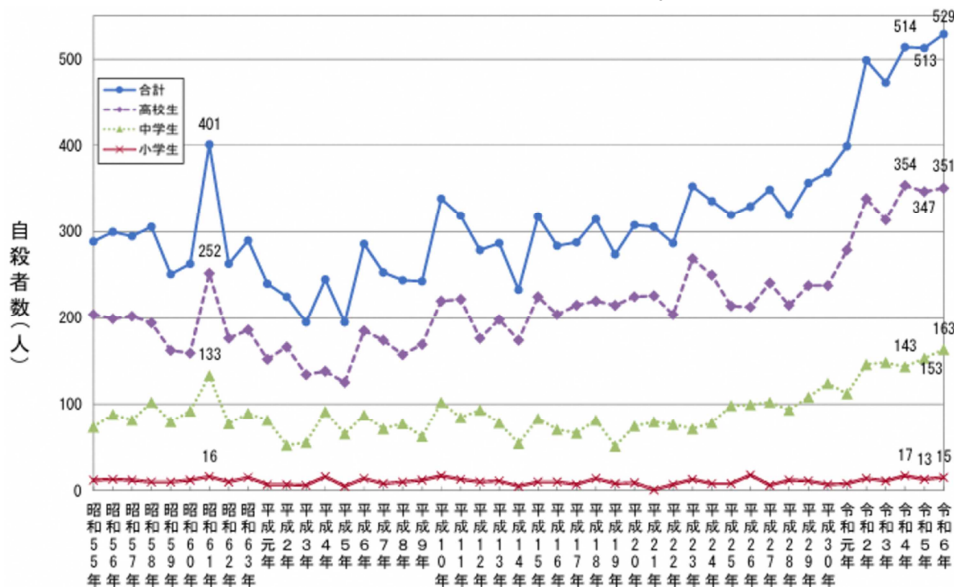
区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5
総数	564	583	539	605	609	527	△82
うち19歳以下	22	17	20	20	23	16	△7
うち40～50代	198	201	185	232	218	200	△18

静岡県の年代別自殺者数



(2) 若年層の自殺者（警察庁統計）

- ・令和6年の全国の小中高生の自殺者数は529人で過去最多となった。
- ・静岡県における令和6年の小中高生の自殺者は13人。



厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」より引用

2 国の状況

(1) 自殺対策基本法の一部改正について

- ・令和7年6月11日に自殺対策基本法の一部を改正する法律が公布された。
- ・施行日は公布の日から起算して6月を超えない範囲において制令で定める日
(ただし、一部は令和8年4月1日)
- ・改正の概略：
 - ア デジタル社会の進展やこどもの自殺に係る状況を踏まえた基本理念の追加
 - イ こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加
 - ウ 基本的施策の拡充（精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保等）
 - エ こどもの自殺防止等に係る協議会の設置
 - オ 状況の変化等を踏まえた検討
 - カ こども家庭庁の所管事務の追加

(2) 労働安全衛生法の一部改正について

- ・令和7年5月14日に、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布された。
- ・現行の制度では50人以上の事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられているが、50人未満の事業場に対しては努力義務とされている。
- ・改正後の法律では、労働者数50人未満の事業場についても、ストレスチェックが義務化されることとなった。
※施行日は「公布から3年以内に制令で定める日」と記載されているため、遅くとも令和10年5月までには義務化される予定。

3 こどもの自殺危機対応チーム事業

(1) 概要

目的	自殺リスクの高い子どもへの対応に課題を抱える学校等に対し、多職の専門家がチームとなって助言を行い、迅速かつ適切な支援を実施する。
チーム構成	精神科医、心理士、精神保健福祉士等 ※コーディネーターとして精神保健福祉士を配置
支援内容	○対象 ・関係機関で支援を行っているが対応困難なケース（自殺未遂歴や自傷行為の経験がある等）で、本チームによる支援を必要とする学校等 ○支援内容 ・自殺リスクのアセスメントを行い支援計画に基づき対応方法等を助言 ・地域の医療機関や支援機関につなぎ、対象児童生徒や保護者への支援体制の構築をサポート
期待される効果	・専門家の迅速かつ適切な助言による自殺危機への対応力の強化 ・学校現場において対応に悩む教職員の心理的な負担を軽減し現場を支えることが可能 ・チーム支援を通じた様々な関係者（機関）の連携による体制の構築及び地域全体の自殺対応力が強化

(2) スケジュール（予定）

時期	内容
8月～10月	各学校（県立・市町立・私立）、市町教育委員会への説明
11月	模擬訓練（机上訓練）の実施
12月～	県立学校と事業を先行実施

4 働き盛り世代向けの取組

区分	内容
出張型ゲートキーパー研修	・消防学校でゲートキーパー研修を実施（11/11）
ストレスチェック普及啓発	・チェックツール（厚労省作成）にかかるチラシを作成し、県商工会経営指導員による中小企業巡回指導時に実施を働きかけ ※令和7年5月14日に改正労働安全衛生法が交付され、労働者数50人未満の事業所についても公布後3年以内にストレスチェックが義務化

参 考	自殺者の状況	障害者支援局障害福祉課
		令和 7 年 12 月 1 日

1 本県の年齢階層別自殺者数 (資料:「人口動態統計調査」・厚生労働省)

歴 年		H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
全国の自殺者数		28,896 人	26,433 人	26,063 人	24,417 人	23,152 人	21,017 人	20,465 人
県内の自殺者	人数 (A)	832 人	751 人	759 人	674 人	682 人	602 人	588 人
	男性	589 人	526 人	544 人	495 人	502 人	430 人	437 人
	女性	243 人	225 人	215 人	179 人	180 人	172 人	151 人
自殺の年齢内訳	19 歳以下	22 人	12 人	13 人	12 人	14 人	13 人	18 人
	20 歳以上	82 人	83 人	80 人	67 人	63 人	65 人	53 人
	30 歳以上	107 人	97 人	103 人	93 人	87 人	76 人	70 人
	40 歳以上	144 人	117 人	128 人	123 人	130 人	115 人	115 人
	50 歳以上	157 人	105 人	136 人	117 人	118 人	105 人	121 人
	60 歳以上	155 人	147 人	122 人	119 人	130 人	99 人	89 人
	70 歳以上	100 人	117 人	109 人	98 人	84 人	76 人	72 人
	80 歳以上	65 人	73 人	68 人	45 人	56 人	53 人	50 人
	不詳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
人口 10 万人当り死亡率 (静岡県)		22.5 人	20.4 人	20.7 人	18.5 人	18.7 人	16.6 人	16.3 人
同上死亡率が低い都道府県順位		17 位	16 位	21 位	14 位	26 位	20 位	21 位
人口 10 万人当り死亡率 (全 国)		22.9 人	21.0 人	20.7 人	19.5 人	18.5 人	16.8 人	16.4 人
死因順位 (静岡県)		7 位	8 位	8 位	8 位	9 位	9 位	10 位
死因順位 (全 国)		7 位	7 位	7 位	8 位	8 位	8 位	9 位
県内死亡総数	人数 (B)	37,303 人	38,194 人	38,393 人	38,342 人	39,518 人	39,294 人	41,078 人
	割合 (A/B)	2.2%	2.0%	2.0%	1.8%	1.7%	1.5%	1.4%

歴 年		H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
全国の自殺者数		20,031 人	19,425 人	20,243 人	20,291 人	21,252 人	21,037 人	19,608 人
県内の自殺者	人数 (A)	586 人	564 人	583 人	539 人	605 人	609 人	527 人
	男性	417 人	428 人	403 人	363 人	442 人	434 人	382 人
	女性	169 人	136 人	180 人	176 人	163 人	175 人	145 人
自殺の年齢内訳	19 歳以下	23 人	22 人	17 人	20 人	20 人	23 人	16 人
	20 歳以上	60 人	59 人	75 人	60 人	56 人	57 人	62 人
	30 歳以上	75 人	67 人	79 人	60 人	74 人	74 人	46 人
	40 歳以上	89 人	100 人	112 人	93 人	96 人	97 人	95 人
	50 歳以上	98 人	98 人	89 人	92 人	136 人	121 人	105 人
	60 歳以上	106 人	79 人	76 人	71 人	73 人	81 人	70 人
	70 歳以上	86 人	81 人	89 人	85 人	90 人	99 人	80 人
	80 歳以上	49 人	58 人	46 人	58 人	60 人	57 人	53 人
	不詳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
人口 10 万人当り死亡率 (静岡県)		16.4 人	15.9 人	16.5 人	15.3 人	17.4 人	17.7 人	15.5 人
同上死亡率が低い都道府県順位		26 位	20 位	25 位	9 位	24 位	24 位	33 位
人口 10 万人当り死亡率 (全 国)		16.1 人	15.7 人	16.4 人	16.5 人	17.4 人	17.4 人	16.3 人
死因順位 (静岡県)		10 位	10 位	10 位	11 位以下	11 位以下	11 位以下	11 位以下
死因順位 (全 国)		10 位	11 位以下	11 位以下	11 位以下	11 位以下	11 位以下	11 位以下
県内死亡総数	人数 (B)	41,972 人	42,190 人	42,191 人	43,195 人	47,334 人	47,927 人	49,100 人
	割合 (A/B)	1.4%	1.3%	1.4%	1.2%	1.3%	1.3%	1.1%

2 原因・動機別自殺者の状況（資料：警察庁の概要資料、静岡県警察本部生活安全企画課）

歴 年	H25 年		H26 年		H27 年		H28 年		H29 年		H30 年	
全国の自殺者数	27,283 人		25,427 人		24,025 人		21,897 人		21,321 人		20,840 人	
静岡県の自殺者数	840 人		755 人		735 人		682 人		677 人		633 人	
原因動機不特定者	305	36.3	271	35.9	262	36.6	260	38.1	241	35.6	242	38.2
原因動機特定者	535	63.7	484	64.1	473	64.4	422	61.9	436	64.4	391	61.8
健康問題(病苦)	199	25.5	151	22.6	167	24.6	166	27.2	155	23.6	135	24.7
健康問題(うつ病)	153	19.6	148	22.1	141	20.8	112	18.4	105	16.0	96	17.6
経済生活問題	166	21.3	128	19.1	136	20.0	128	21.0	113	17.2	110	20.1
家族問題	128	16.4	115	17.2	112	16.5	99	16.2	116	17.7	94	17.2
勤務問題	67	8.6	71	10.6	62	9.1	51	8.4	81	12.3	45	8.3
交際問題	33	4.2	18	2.7	22	3.3	26	4.3	32	4.9	24	4.4
学校問題	5	0.6	7	1.0	11	1.6	3	0.5	7	1.1	6	1.1
その他	30	3.8	31	4.6	28	4.1	25	4.1	47	7.2	36	6.6
小計	781	100.0	669	100.0	679	100.0	610	100.0	656	100.0	546	100.0

歴 年	R 元年		R2 年		R3 年		R4 年		R5 年		R6 年	
全国の自殺者数	20,169 人		21,081 人		21,007 人		21,881 人		21,837 人		20,320 人	
静岡県の自殺者数	639 人		647 人		583 人		668 人		689 人		587 人	
原因動機不特定者	211	33.0	257	39.7	249	42.7	64	9.6	51	7.3	22	3.7
原因動機特定者	428	67.0	390	60.3	334	57.3	604	90.4	638	92.6	565	96.3
健康問題(病苦)	138	22.8	137	24.8	116	25.7	239	36.9	374	38.8	347	41.9
健康問題(うつ病)	105	17.3	104	18.8	80	17.7	-	-	-	0	-	0
経済生活問題	130	21.5	102	18.5	78	17.3	152	23.5	197	20.4	161	19.4
家族問題	95	15.7	91	16.5	82	18.1	99	15.3	161	16.7	126	15.2
勤務問題	73	12.1	59	10.7	43	9.5	97	15.0	114	11.8	77	9.3
交際問題	16	2.6	22	4.0	21	4.6	10	1.5	38	4.0	33	4.0
学校問題	10	1.7	8	1.4	5	1.1	5	0.8	11	1.1	16	1.9
その他	38	6.3	29	5.3	27	6.0	45	7.0	69	7.2	69	8.3
小計	605	100.0	552	100.0	452	100.0	647	100.0	964	100.0	829	100.0

*原因・動機が複合すると認められる場合は重複計上している。(～R3：3件まで R4～：4件まで)

*R3 までは健康問題を病苦とうつ病に分けて計上していたが、R4 統計からは一括で計上。

〈参考〉

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人を含む。）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断者等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

事業者の皆さんへ



ストレスチェックを実施して

働きやすい職場を 実現しましょう



※今後、全事業所でストレスチェックの実施が義務化される予定です

ストレスチェック制度とは？進め方は？

eラーニング

『15分でわかる法に基づくストレスチェック制度』

『働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』』
(URL:<https://kokoro.mhlw.go.jp/e-learning/e-stresscheck/>)

ストレスチェック制度導入のためのツール

厚生労働省版

ストレスチェック実施プログラム

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/> (PCのみ実施可能)ストレスチェックの受検、結果出力、
集団分析の実施が可能です

無料

メンタルヘルス対策関連情報サイト

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>ストレスチェック制度を
はじめとする、
メンタルヘルス対策
全般の情報を掲載

事業者向け相談窓口

独立行政法人
労働者健康安全機構

静岡産業保健総合支援センター

<https://www.shizuokas.johas.go.jp/>産業保健に関する
様々な相談を
することができます

担当

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班

TEL/054-221-2920

E-mail/seisin@pref.shizuoka.lg.jp

従業員の皆さんへ

ストレスセルフチェックを実施して
大切なこころの健康を
守りましょう



PC・スマホから

5分でできる

無料



職場のストレスセルフチェック

4つのSTEPによる簡単な質問（全部で57問）から
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します



無料 相談窓口はこちら

電話



0120-
565-455

月・火 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日、年末年始は除く)

SNS



<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>

月・火 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日、年末年始は除く)

メール



<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

24時間受付

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめ利用規約をご確認ください。
ストレスセルフチェック及び各種相談窓口 出典:『働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」』(URL:<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

担当

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班
TEL/054-221-2920 E-mail/seisin@pref.shizuoka.lg.jp

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

1 計画の概要

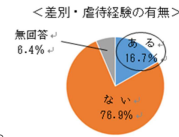
- 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 計画期間：令和8年度から令和11年度までの4か年
- 位置付け：障害者基本法に基づき障害者施策の基本的方向性を示すもの

区分	内容	根拠法	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	○施策の基本的方向性 →基本理念、基本目標	障害者基本法	第5次			第6次				
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 →数値目標、サービス必要見込量	障害者総合支援法	第6期	第7期		第8期				
		児童福祉法	第2期	第3期	第4期					

2 現状と課題

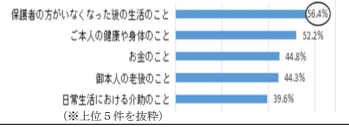
【①～③は、令和6年度に実施した障害のある方への実態調査結果を参考】

①差別・虐待・・・合理的配慮の提供
 ・調査では、「差別や虐待を受けたことがある方の割合」が16.7%となり、R2(17.3%)の調査と横ばいの結果となった。
 ・障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化について一層の周知が求められている。



③災害発生時に向けた防災体制
 ・調査では、「地震や台風などの災害時に必要なもの」として「避難や災害の情報を分かりやすく教えて欲しい」が最も多かった。
 ・災害時における避難所や在宅を含めた避難先の確保や障害福祉サービスの提供の継続が求められている。

②親亡き後の地域生活
 ・障害のある人の重度化・高齢化が進み、調査では、今後の心配事は「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多かった。
 ・親亡き後、地域で安心して暮らすための受入態勢の整備が不足。



④医療的ケア児等
 ・県の行った医療的ケア児等の実態把握調査では、県下に在住する医療的ケア児等の人数は7,127人（速報値）となった。
 ・調査結果を元に、医療的ケア児等及びその家族のニーズに合致した支援策が求められる。

年齢	0～18歳	19～39歳	40～59歳	60歳～
人数	7,127	621	454	1,006
その他				5,046

3 重点施策

区分	重点①	重点②	重点③	重点④
施策	障害者差別解消に向けた、合理的配慮の提供の更なる促進	「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり	大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充実	医療的ケア児等に対する支援の充実
取組	民間事業者の「合理的配慮の提供」の義務化に対応し、県民や企業に向けた啓発等を通じ、一層の周知に取り組む	親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化	地震や風水害等の緊急時に対応するため、個別避難計画の作成支援や、安心して避難できる福祉避難所の環境整備を推進	医療的ケア児者の実態把握調査を実施し、在宅生活を支えるためのショートステイの拡充など支援策の充実に取り組む

4 計画のポイント

I 障害に対する理解と相互交流の促進

- 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 **重点①**
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

柱	区分	施策の方向性	主な取組
I	差別解消	【重点①】民間事業者への障害者差別解消に向けた普及啓発	(新) 合理的配慮アドバイザー派遣による民間事業者等への徹底
			(新) 合理的配慮に基づくユニバーサルツーリズムの展開
	虐待防止	精神障害のある人への虐待防止対策の推進	(新) 精神科病院における虐待事案の通報等に係る実地指導
	情報アクセシビリティ	手話施策推進法の施行に対応した取組	手話通訳者の養成、「手話であいさつを」運動の推進
		読書バリアフリー法の施行に対応した取組	(新) 静岡県読書バリアフリー推進計画に基づくアクセシブル書籍の導入促進
	障害者スポーツ	障害者スポーツの振興	(新) デフリンピックのレガシーの継承 (新) 若年層を対象とした手話サポーターの養成 (新) 障害者スポーツセンターの利用促進による身近なパラスポーツ活動の推進

II 地域における自立生活を支える体制づくり	
1 身近な相談支援体制整備の推進 重点②-1	
2 暮らしを支える福祉サービスの充実 重点②-2	
3 施設や病院から地域生活への移行の促進	
4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	
5 地域での保健・医療体制の充実	
6 地域や施設における防災体制等の充実 重点③	
7 安心して暮らせるまちづくり	
III 多様な障害に応じたきめ細かな支援	
1 早期支援体制の整備	
2 教育の振興	
3 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実 重点④	
4 発達障害のある人に対する支援の充実	
5 精神障害のある人に対する支援の充実	
6 難病を抱える人に対する支援の充実	

柱	区分	施策の方向性	主な取組
II	相談支援体制	【重点②-1】親亡き後を見据えた相談支援体制の整備	(新) 圏域スーパーバイザー等による基幹相談支援センター未設置市町への促進
		精神障害のある人への支援の充実	精神科救急情報センター（精神科救急情報ダイヤル）による24時間365日の対応
	人材確保	障害福祉人材の養成・確保	(新) 人材サポートセンターによる事業所支援の強化、障害福祉ナビゲーターによる大学等での魅力発信
	居住の場	【重点②-2】居住系サービスの充実	(新) 親亡き後を見据えたグループホームの整備促進（重度障害のある人を対象としたグループホームの整備）
	精神地域移行	精神障害のある人の地域移行促進	ピアサポーター等と連携した訪問相談支援の実施
	就労支援	環福連携及び障害者雇用率の向上	(新) PCリサイクルを通じた障害者雇用の周知・啓発
		福祉的就労への支援	(新) マーケティング視点の強化のための工賃向上計画の作成支援等
	優先調達	障害者優先調達の推進	(新) 複数事業所による福製品の「共同生産体制」の構築支援
			(新) 「福産品等SDGsパートナー認定制度」の周知・普及
	自殺対策	こどもの自殺対策の推進	(新) 多職種の専門家で構成する「こどもの自殺危機対応チーム」による学校等への支援、地域支援者間の連携体制の構築
防災対策	【重点③】地域における防災体制の充実	(新) 避難行動要支援者の個別避難計画の更なる作成支援	
		障害のある方も安心して避難できる福祉避難所の環境整備	
まちづくり	暮らしやすいまちづくりの推進	(新) ユニバーサルツーリズムの普及・定着のための観光施設等のバリアフリー化の促進	
		学校施設のバリアフリー化の推進	(新) 特別支援学校等におけるバリアフリースペースの設置促進
柱	区分	施策の方向性	主な取組
III	医療的ケア児(者)等	【重点④】医療的ケア児(者)等への支援の充実	(新) 医療的ケア児(者)等及び家族への経済的支援の実施や短期入所受入施設の拡大
	聴覚障害児	静岡県型の聴覚障害児療育体制の構築	(新) シェパードセンターの先進的療育手法を取り入れた人工内耳装用児向けの療育体制の整備
	発達障害	発達障害のある人への支援の充実	(新) 県発達障害者支援センターによる支援や就労定着できる職場環境づくりの促進
	強度行動障害	強度行動障害のある人への支援の充実	(新) 支援者養成研修や県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーション等の実施
	難病	難病を抱える人への支援の充実	(新) 身体障害者等と同様、公共施設の利用料が減免されるよう市町へ働き掛け

第5次静岡県障害者計画【令和4年度～令和7年度】			
3 本 柱	大 柱	中 柱	
I	障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 (1) 差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止対策の推進 (4) 福祉教育・地域交流の推進 (5) 関係団体等との協働の推進 (6) 投票しやすい環境の整備	
		2 情報保障の推進 (1) 情報保障の推進	
		3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興 (1) 障害者スポーツの振興 (2) 文化芸術活動の振興	
		II 地域における自立生活を支える体制づくり	
		1 身近な相談支援体制整備の推進 (1) 相談支援の充実 (2) 相談支援従事者等の人材育成	
		2 暮らしを支える福祉サービスの充実 (1) 地域での支え合い活動の推進 (2) 介護保険制度との連携 (3) 福祉人材の養成・確保 (4) 適切なサービスの確保 (5) 施設サービスの充実 (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充 (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発	
		3 施設や病院から地域生活への移行の促進 (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実 (2) 居住の場の充実 (3) 精神障害のある人の地域移行の促進 (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実	
		4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 (1) 一般就労への支援 (2) 障害のある人の雇用の推進 (3) 職場定着の支援 (4) 福祉的就労への支援 (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進	
		5 地域での保健・医療体制の充実 (1) 健康づくりの推進 (2) 自殺総合対策の推進 (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実 (4) 地域リハビリテーション体制の充実 (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供	
		6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進 (1) 施設における防災体制・防犯対策の充実 (2) 施設における感染症対策の充実	
7 安心して暮らせるまちづくり (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進 (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進 (3) 地域における防災体制の充実 (4) 防犯対策の推進 (5) 交通安全対策の推進 (6) 消費者としての利益の擁護及び増進			
III	多様な障害に応じたきめ細かな支援	1 早期支援体制の整備 (1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実	
		2 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実 (2) 特別支援教育の充実	
		3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実 (1) 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援	
		4 発達障害のある人に対する支援の充実 (1) 発達障害のある人に対する支援 (2) 強度行動障害のある人に対する支援	
		5 精神障害のある人に対する支援の充実 (1) 精神障害のある人に対する支援	
		6 難病のある人に対する支援の充実 (1) 難病患者に対する支援	

3 本 柱	大 柱	中 柱	
I	障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 (1) 差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止対策の推進 (4) 福祉教育・地域交流の推進 (5) 関係団体等との協働の推進 (6) 投票しやすい環境の整備	
		2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
		3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興 (1) 障害者スポーツの振興 (2) 文化芸術活動の振興	
		II 地域における自立生活を支える体制づくり	
		1 身近な相談支援体制整備の推進 (1) 相談支援の充実 (2) 相談支援従事者等の人材育成	
		2 暮らしを支える福祉サービスの充実 (1) 地域での支え合い活動の推進 (2) 介護保険制度との連携 (3) 福祉人材の養成・確保 (4) 適切なサービスの確保 (5) 施設サービスの充実 (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充 (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発	
		3 施設や病院から地域生活への移行の促進 (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実 (2) 居住の場の充実 (3) 精神障害のある人の地域移行の促進 (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実	
		4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 (1) 一般就労への支援 (2) 障害のある人の雇用の推進 (3) 職場定着の支援 (4) 福祉的就労への支援 (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進	
		5 地域での保健・医療体制の充実 (1) 健康づくりの推進 (2) 自殺総合対策の推進 (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実 (4) 地域リハビリテーション体制の充実 (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供	
		6 地域や施設における防災体制等の充実 (1) 地域における防災体制の充実 (2) 施設における防災体制の充実 (3) 施設における感染症対策の推進	
7 安心して暮らせるまちづくり (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進 (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進 (3) 防犯対策の推進 (4) 交通安全対策の推進 (5) 消費者としての利益の擁護及び増進			
III	多様な障害に応じたきめ細かな支援	1 早期支援体制の整備 (1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実	
		2 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実 (2) 特別支援教育等の充実	
		3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実 (1) 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援	
		4 発達障害のある人に対する支援の充実 (1) 発達障害のある人に対する支援 (2) 強度行動障害のある人に対する支援	
		5 精神障害のある人に対する支援の充実 (1) 精神障害のある人に対する支援	
		6 難病を抱える人に対する支援の充実 (1) 難病患者に対する支援	

第6次静岡県障害者計画（数値目標）

連番	3本柱	大柱	中柱	小柱	部署名	担当局	担当課	5次計画実績			6次計画方針	[総計]成果指標	[総計]達成進捗目安	第6次計画	(年度)現状値	(年度)目標値
								R6実績	進捗状況 R6実績/目標値							
1	I	1	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	281団体	82.6%	○	継続	○	障害を理由とする差別解消推進県民 会議参画団体数	(2024年度) 281団体	(2028年度) 313団体	
	I	1	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	0件	100.0%	◎	廃止		部任意見を踏まえて廃止			
2	I	1	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班				新規	○	「合理的配慮」に関する講師の派遣 企業数	(2024年度) 7件	(2024~28年度) 累計71件	
3	I	1	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	6回	50.0%	△	継続		ヘルプマーク周知啓発出前講座等開 催数	(2024年度) 6回	(毎年度)12回	
4	I	1	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	191人	76.4%	○	継続		声かけサポーター養成数	(2024年度) 191人	(毎年度)250人	
5	I	1	(1)	—	健福	福祉長寿局	地域福祉課 人権同和対策室	30.4%	60.8%	△	継続		「人権尊重の意識が生活の中に定着し た県」と感じる人の割合	検討中	検討中	
6	I	1	(1)	—	健福	福祉長寿局	地域福祉課 人権同和対策室	25,389人	84.6%	○	継続		人権啓発講座等参加者数	検討中	検討中	
7	I	1	(1)	—	健福	福祉長寿局	地域福祉課 人権同和対策室				新規	○	成年後見制度利用促進研修参加人数	(2019~24年度) 累計5,275人	(2019~29年度) 累計9,300人	
8	I	1	(3)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	(2021~24年度) 累計1,985人	132.3%	◎	継続		障害者虐待防止・権利擁護研修参加 者数	(2024年度) 472人	(2025~29年度) 累計2,250人	
9	I	1	(4)	—	教委		高校教育課	88.8%	88.8%	○	継続		保育・介護体験実習を行った高等学 校の割合	(2024年度) 88.8%	(2029年度) 100%	
10	I	1	(6)	—	選管		選挙管理委員会	100.0%	100.0%	◎	継続		投票所のうち、入口に段差のない投 票所又は段差を解消するための措置 が採られた投票所の割合	(2025年度) 100%	毎年度 100% (維持)	
11	I	2	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	(2022~24年度) 累計47人	39.2%	×	継続	○	手話通訳者養成研修修了者	(2021~2024年度) 累計94人	(2025~28年度) 累計120人	
12	I	2	(1)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	1,480人	74.0%	△	継続		「手話であいさつ」運動参加者数	(2024年度) 1,480人	(毎年度)1,600人	
13	I	3	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	49.7%	71.0%	△	継続		自立し社会参加していると感じてい る障害のある人の割合	(2024年度) 49.7%	(2029年度) 70%	
14	I	3	(1)	—	スポ 文		スポーツ振興課	2,174人	72.5%	△	継続	○	静岡県障害者スポーツ大会（わかふ じスポーツ大会）への参加者数	(2024年度) 2,174人	(2028年度) 3,000人	
15	I	3	(1)	—	スポ 文		スポーツ振興課				新規	○	静岡県障害者スポーツセンターへの 登録施設数	(2024年度) 0施設	(2028年度) 100施設	
16	I	3	(2)	—	スポ 文		文化政策課	25,415人	72.6%	△	一部継続	○	ふじのくに芸術祭の参加者数	(2023年度) 10,010人	(2028年度) 12,000人	
17	II	1	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	22箇所	91.7%	○	継続	○	基幹相談支援センター設置市町数	(2025年度) 26市町	(2029年度) 36市町	
18	II	1	(2)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	153人	127.5%	◎	継続		相談支援専門員養成数	(2024年度) 153人	(毎年度)180人	
	II	2	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	(2025年度) 74箇所	82.2%	○	廃止		「ふじのくに」への記載を見直し			
	II	2	(1)	—	健福	福祉長寿局	福祉長寿政策課	26人	86.7%	○	廃止		※地域福祉支援計画で記載済。ミゼモで高齢者 の計画には記載なし。一本文から削除			
19	II	2	(1)	—	健福	福祉長寿局	福祉長寿政策課				新規	○	包括的な支援体制を整備した市町数	(2024年度) 14市町	(2029年度) 36市町	
20	II	2	(4)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	38,129人	96.0%	○	継続	○	障害福祉サービス1か月当たり利用 人数	(2024年度) 38,129人	(2028年度) 47,249人	
21	II	2	(4)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	2,687箇所	96.9%	○	継続		障害福祉サービス事業所数	(2024年度) 2,687箇所	(2026年度) 3,238箇所	
	II	2	(4)	—	健福	福祉長寿局	福祉指導課	19箇所	126.7%	◎	廃止					
22	II	2	(6)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 身体障害福祉班	100%	100.0%	◎	継続		身体障害者補助犬利用希望者に対す る給付率	(2024年度) 100%	(2029年度) 100%	
23	II	3	(1)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	(2021~24年度) 累計223人	108.3%	◎	継続		福祉施設の入所者の地域生活への移 行	(2020~22年度) 累計166人	(2023~26年度) 累計212人	
24	II	3	(2)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	1,406人	269.9%	◎	継続	○	日中サービス支援型グループホーム 1ヶ月当たり利用人数	(2024年度) 1,406人	(2028年度) 1,725人	
25	II	3	(3)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	2,803人	99.3%	○	継続		精神病床における1年以上長期入院 患者数	(2024年度) 2,803人	(2026年) 2,772人	
26	II	3	(3)	—	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	累計388人	77.6%	○	継続	○	精神障害者地域移行定着推進研修の 修了者数	(2024年度) 133人	(2025~28年度) 累計600人	
27	II	4	(2)	—	経産	就業支援局	産業人材課	2.43%	101.3%	◎	継続	○	障害者雇用率	(2024年度) 2.43%	(2029年度) 2.70%	
	II	4	(2)	—	経産	就業支援局	産業人材課	674人	103.7%	◎	廃止					
28	II	4	(2)	—	経産	就業支援局	産業人材課				新規		公共職業安定所経由による障害のある 人の就職件数	(2024年度) 3,391人	(2029年度) 3,625人	
29	II	4	(4)	—	健福	障害者支援局	障害者政策課 就労・施設班				新規	○	障害のある人が地域で自立した生活 を送るための工賃水準の向上	(2023年度) 21,713円	(2028年度) 27,000円	

連番	3本柱	大柱	中柱	小柱	部局名	担当局	担当課	5次計画実績			6次計画方針	【総計】 成果指標	【総計】 施策進捗目安	第6次計画	(年度) 現状値	(年度) 目標値
								R6実績	進捗状況 R6実績/目標値							
30	II	4	(4)	一	健福	障害者支援局	障害者政策課 就労・施設班	1,224件	102.0%	◎	継続		◎	障害者働く幸せ創出センターの年間受発注件数	(2024年度) 1,224件	(2028年度) 1,300件
31	II	5	(1)	一	健福	医療局	医療政策課	667人	121.3%	◎	継続		◎	障害者歯科対応研修受講者数	(2022年度) 607人	(2035年度) 700人
II	5	(2)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	30市町	85.7%	○	廃止						
32	II	5	(2)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	(2024年概数) 527人	94.9%	○	継続	○	○	自殺による死亡者数	(2024年) 527人	(2027年) 450人未満
33	II	5	(2)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	累計74,502人	99.3%	○	継続		○	ゲートキーパー養成数	(2024年度) 累計74,502人	(~2028年度) 累計95,000人
II	5	(2)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	累計578人	72.3%	△	廃止						
34	II	5	(2)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班				新規		○	こどもの自殺危機対応チームによる支援件数	(2024年度) 0件	(2025~28年度) 累計36件
35	II	5	(3)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	984人	111.8%	◎	継続		○	ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	(2024年度) 984人	(2028年度) 1,210人
36	II	6	(1)	一	危機		危機情報課	(2022~24年度) 累計32,307人	120.4%	◎	継続			地域防災力強化人材育成研修修了者数	(2025年度) 32,307人	(毎年度) 32,500人
37	II	6	(1)	一	政策	政策管理局	企画政策課				新規		○	優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画作成が完了した市町数	(2024年度) 5市町	(2028年度) 35市町
38	II	7	(1)	一	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	66.8%	95.4%	○	継続			自分の住んでいる街が、安心して暮らせると思うところだと思っている障害のある人の割合	(2024年度) 66.8%	(2029年度) 70.0%
II	7	(1)	一	交基	道路局	道路企画課	92.4% (317箇所)	92.4%	○	廃止						
39	II	7	(1)	一	交基	都市局	地域交通課	88.7%	88.7%	○	継続		記載あり	乗降客2,000人/日以上の駅のユニバーサルデザイン化の割合(身体障害者対応エレベーター・エスロープ等の設置による段差の解消等、駅施設のバリアフリー化の整備率)	(2024年度) 89.0%	(2030年度) 100.0%
40	II	7	(1)	一	教委		教育施設課				新規			市町立学校校舎のバリアフリー化設置率 市町立小中学校 51.3% 県立特別支援学校校舎のバリアフリー化設置率 86.8%	(2024年度) 市町立小中学校 51.3% 県立特別支援学校 86.8%	(2030年度) 100%
41	III	1	(1)	一	健福	子ども若者局	子ども未来課	98.0%	98.0%	○	継続			新生児聴覚スクリーニング検査受検率	(2024年度) 98.0%	(毎年度) 100%
42	III	1	(2)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 知的障害福祉班	21市町	95.5%	○	継続			児童発達支援センター設置市町数	(2024年度) 21市町	(2029年度) 26市町
43	III	2	(1)	一	教委		義務教育課				継続			特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2024年度) 小学校100% 中学校99.4%	(毎年度) 小学校100% 中学校100% (維持)
44	III	2	(1)	一	教委		高校教育課	小学校 100% 中学校 99.4% 高等学校 98.2%	小学校 100% 中学校 99.4% 高等学校 98.2%	○	継続			特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2024年度) 98.2%	(2029年度) 100%
III	2	(1)	一	健福	子ども若者局	子ども未来課				廃止 (幼稚園)						
III	2	(1)	一	教委		義務教育課	幼稚園、小学校、 中学校国調査なし 高等学校 84.5%	幼稚園、小学校、 中学校 国調査なし 高等学校 84.5%	○	廃止 (小中学校)						
45	III	2	(1)	一	教委		高校教育課				継続 (高等学校)			特別な支援が必要な生徒(高等学校)のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2024年度) 84.5%	(2029年度) 100%
46	III	2	(2)	一	教委		特別支援教育課	1,074人	71.6%	△	継続			居住地域の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	(2024年度) 1,074人	(2029年度) 1,500人
47	III	2	(2)	一	健福	障害者支援局	障害者政策課 障害者政策班	699箇所	109.6%	◎	継続			放課後等デイサービス事業所設置数	(2024年度) 699箇所	(2026年度) 792箇所
48	III	2	(2)	一	教委		特別支援教育課	2,065箇所	111.6%	◎	継続			特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数	(2024年度) 2,065箇所	(毎年度) 1,930箇所
49	III	3	(1)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 知的障害福祉班	656人	131.2%	◎	継続		○	重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	(2022~24年度) 累計656人	(2025~28年度) 累計700人
50	III	4	(1)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 知的障害福祉班	(2022~24年度) 累計4,559人	569.9%	◎	継続		○	発達障害者の支援に携わる専門人材養成数	(2022~24年度) 累計4,489人	(2025~28年度) 累計3,433人
51	III	5	(1)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	159箇所	70.4%	△	継続		○	多様な精神疾患等ごとの拠点医療機関設置数	(2024年度) 159箇所	(2028年度) 218箇所
52	III	5	(1)	一	健福	障害者支援局	障害福祉課 精神保健福祉班	(2022~24年度) 累計148人	46.8%	×	継続		○	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2024年度) 26人	(2025~28年度) 累計250人
53	III	6	(1)	一	健福	医療局	疾病対策課	(2022~24年度) 平均1,125人	121.7%	◎	継続			県及び政令市障害相談支援センター等における支援の件数(相談完結件数)	(2022~24年度) 平均1,125人	(2029年度) 1,200件
III	6	(1)	一	健福	医療局	疾病対策課	(~2024年度) 累計3,617人	95.2%	○	廃止						

令和 7 年台風 15 号に伴う対応

1 要旨

- ・令和 7 年台風 15 号では、非常に激しい雨及び竜巻等の突風が発生し、県内各所で人的・物的被害が生じ、県内 10 市町において災害救助法が適用される事態となった。
- ・障害福祉課では、被災者の心的外傷後ストレス障害をはじめとする精神疾患の予防等を行うため、静岡 D P A T 及び日本赤十字社に対して派遣要請を行った。

2 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣

牧之原市からの要請を受け、静岡 D P A T の出動に関する協定に基づき、県は県内の D P A T 指定機関に対し、D P A T の派遣を依頼した。

派遣場所	派遣期間	派遣人数	活動内容
牧之原市	9/9～9/10	精神科医 延べ 2 人 作業療法士 延べ 2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の心的外傷後ストレス障害をはじめとする精神疾患予防支援の必要性を確認 ・9/11～9/12 は、牧之原市の保健師や県保健師チーム等からの相談に対して随時対応できるオンコール体制を整備

3 メンタルヘルスケアチームの派遣

牧之原市からの要請を受け、県は日本赤十字社静岡県支部に対し、こころのケア班の派遣を依頼した。

派遣場所	派遣期間	派遣人数	活動内容
牧之原市	9/22～ 10/17	看護師等 延べ 37 人	<ul style="list-style-type: none"> ・総合健康福祉センターさざんか等において被災者等の精神的ショック、心労等に関する相談に応じてこころのケアを実施 ・99 人に対応

4 中部保健所職員の派遣

中部保健所職員が、管内市町支援として、災害対応に疲弊する市職員のメンタル相談を実施した。

派遣場所	派遣期間	派遣人数	活動内容
牧之原市	10/20～ 10/31	心理職、保健師、 精神保健福祉士 延べ 20 人	<ul style="list-style-type: none"> ・総合健康福祉センターさざんか等において、市職員及び市社会福祉協議会職員のメンタル相談を実施 ・52 人に対応

計画の概要

- 1 計画の趣旨**
犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組を定める
- 2 計画の位置づけ**
静岡県犯罪被害者等支援条例の第8条に基づき、施策を総合的に推進していくための推進計画
- 3 計画期間**
令和8(2026)年度から令和13(2031)年度まで(6年間)

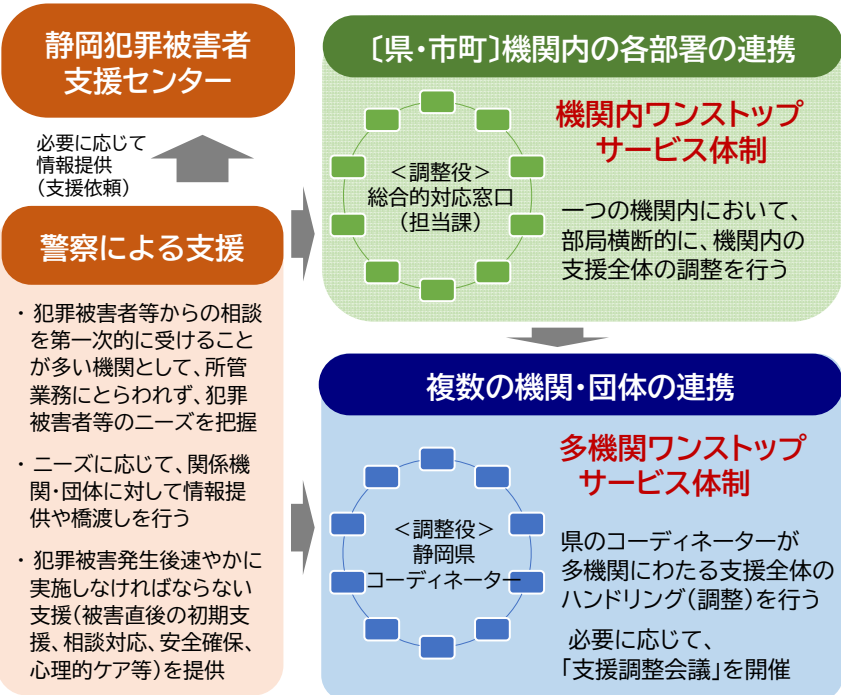
支援における課題

- 犯罪被害者等支援における課題**
- ・ 犯罪被害者等の負担の軽減
 - ・ 県民一人ひとりの理解の増進

基本理念

- 1 尊厳を尊重した支援
- 2 理解と配慮
- 3 途切れない支援
- 4 連携した支援

<イメージ図> 犯罪被害者等支援体制の構築



目指す姿

県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

具体的施策(施策展開)

1 相談・支援体制の整備

- (1) 総合的な支援体制の整備
 - ・ 県推進協議会、庁内推進本部の運営
 - ・ 多機関ワンストップサービス体制の構築
 - ・ 市町への支援
- (2) 相談・情報の提供
 - ・ 被害者への情報提供
 - ・ 県内に住所を有しない被害者に対する支援
- (3) 人材の育成
 - ・ 研修会の開催等、支援に携わる人材の育成
- (4) 民間支援団体に対する支援
 - ・ 民間支援団体の活動支援
- (5) 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施
 - ・ 死傷者多数事件事故に対する体制整備

2 精神的・身体的被害からの回復支援

- (1) 心理的外傷等からの回復
 - ・ 警察の被害者支援カウンセラーによるカウンセリング
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等
- (2) 安全確保
 - ・ 警察による再被害防止のための保護対策
 - ・ ストーカー、DV被害者の安全確保
 - ・ 女性相談支援センターによる一時保護等
- (3) 捜査の過程における配慮等
 - ・ 二次的被害の低減
 - ・ 事情聴取等における場所・方法等の配慮

3 生活再建に向けた支援

- (1) 損害の回復を図るための情報の提供
 - ・ 捜査・検挙状況、被疑者の処分等の情報提供
- (2) 経済的な負担の軽減
 - ・ 犯罪被害給付制度の説明、支給の迅速化
 - ・ 県犯罪被害者等支援見舞金の支給
- (3) 日常生活への支援
 - ・ 市町の家事援助サービス等の情報提供
- (4) 居住の安定
 - ・ 公営住宅への優先入居、目的外使用
- (5) 雇用の安定
 - ・ 労働相談、キャリアカウンセリング
 - ・ 静岡労働局と連携した就労支援

4 県民の理解の増進

- (1) 県民の理解の促進
 - ・ 広報啓発月間・週間を中心とした広報啓発
 - ・ 被害者への理解を深める講演会の開催
- (2) 学校における教育
 - ・ 「命の大切さを学ぶ教室」開催
 - ・ 「生命(いのち)の安全教育」の推進

推進体制

1 県全体の推進体制

- ・ 静岡県犯罪被害者等支援推進協議会
- ・ (警察署/市町)犯罪被害者等支援連絡協議会

2 庁内の推進体制

- ・ 静岡県犯罪被害者等支援庁内推進本部
- ・ 静岡県犯罪被害者等支援有識者会議